

## 建設業法施行令の一部を改正する政令案について（概要）

令和4年10月  
国土交通省不動産・建設経済局

### 1. 背景

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）において、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請代金額が4000万円（建築一式工事の場合は6000万円）以上の場合、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に監理技術者を置くとともに、施工体制台帳を作成しなければならないこととされている。

また、公共性のある施設等に関する工事であって、請負代金額が3500万円（建築一式工事の場合は7000万円）以上のものについては、その主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任の者でなければならないこととされている。

少子高齢化に伴う全産業的な労働力人口の減少が進む中、建設業においても、限りある人材の有効活用を図りつつ、将来にわたる中長期的な担い手の確保及び育成を図ることが急務となっている。このような状況を踏まえ、各種金額要件に近年の工事費の上昇を反映するとともに、若年層の確保、他産業からの入職促進等のため、主任技術者・監理技術者資格の1つである技術検定について、受検資格の見直し等を行う必要がある。

### 2. 概要

#### (1) 近年の工事費の上昇を踏まえた金額要件の引上げ（令第2条、第7条の4、第27条、第30条関係）

- ・ 特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額について、現行の4000万円（建築一式工事の場合は6000万円）を4500万円（建築一式工事の場合は7000万円）に引き上げる。
- ・ 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額について、現行の3500万円（建築一式工事の場合は7000万円）を4000万円（建築一式工事の場合は8000万円）に引き上げる。
- ・ 下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限について、現行の3500万円を4000万円に引き上げる。

#### (2) 技術検定の受検資格の見直し（令第36条～第38条関係）

技術検定の受検資格は、国土交通省令で定めることとする。

（別途、【技術検定の受検資格見直しの方向性】を踏まえ、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）等を改正する予定。）

#### (3) 第一次検定の一部免除制度の創設（令第39条関係）

(2)の見直しに伴い、大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校において国土交通大臣が定める学科を修めて卒業した者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識を有するものと認定した者については、申請により、第一次

検定の一部で国土交通大臣が定めるものを免除することができることとする。(詳細は告示で規定する予定)

### **3. 今後のスケジュール (予定)**

公 布 : 令和4年11月下旬~12月

施 行 : 令和5年1月1日 (2. (1)関係)

令和6年4月1日 (2. (2)(3)関係)